

地域医療構想調整会議

県は、構想区域ごとに、地域医療構想調整会議を設け、関係者との連携を図りつつ、将来の必要病床数を実現するための方策、その他の地域医療構想の実現を推進するために必要な協議を行う。

(医療法第30条の14)

主な協議事項は、次のとおりとされている。

- ①地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する協議
- ②病床機能報告制度による情報等の共有
- ③地域医療介護総合確保基金を活用した事業に関する協議
- ④その他の地域医療構想の実現に向けた取組に関する協議

(地域医療構想策定ガイドライン)

山口県における地域医療構想調整会議

全体の意思決定を行う「全体会議」と個別課題の検討を行う「検討部会」により構成

【全体会議】

- ・構想区域（医療圏）ごとに設置
- ・医療関係者、医療保険者、住民団体、市町等の幅広い者で構成

【検討部会】

- ・必要に応じて（協議の進捗に応じて）設置
- ・検討課題の関係者間で、より具体的に検討

（設置例）病床機能検討部会、在宅医療推進検討部会 等

地域医療構想調整会議の進め方

調整会議では、地域医療構想（地域の医療提供体制の将来のあるべき姿）の実現に向けた「具体策の検討」を行う。

具体策の検討に向けた課題の抽出・分析の深化、認識の共有

【主な課題】

- 高度急性期、急性期機能の集約化、役割分担・相互連携が必要
- 不足する回復期機能の確保が必要
- 在宅医療提供体制の充実強化、介護施設等の受け皿の確保が必要
- 医療従事者の確保、適正配置が必要
- 初期・二次・三次救急医療の役割分担が必要
- 認知症高齢者及び精神疾患患者に係る一般病院と精神科病院の協力体制の構築が必要
- 医科医療機関、歯科医療機関、薬局や訪問看護ステーション等、多職種連携による地域包括ケアシステムの構築が必要

- ・病床機能報告集計結果と必要病床数との比較
- ・最新情報の収集・分析
 - ⇒各医療機関の診療実績、患者動向、救急搬送実績
 - ⇒医療従事者の配置状況、需給見通し
 - ⇒在宅医療、介護サービスの利用度や整備状況 等
- ・他医療圏、他県での取組事例
- ・学識経験者等からの意見・提言

具体策の検討（施策の具体化）

- ・保健医療計画、介護事業計画との整合
- ・診療報酬改定状況の把握
- ・地域医療介護総合確保基金の活用

具体策（施策）の実施 ⇒ 評価 ⇒ 見直し

地域の医療提供体制の将来のあるべき姿の実現

地域医療構想の実現に向けて

■ 担うべき役割

【医療機関】

- 医療機関相互の協議への積極的な参加、自主的な取組の推進
 - ・ 地域医療構想への理解
 - ・ 病床機能等の報告と活用

【保険者】

- 保険者としての立場からの提言
- 被保険者への普及啓発
- 医療レセプト等のデータの分析・評価・提供

【住民】

- 医療機関を受診（選択）する受療者の立場からの提言
- 医療機関の取組への理解と協力

【県】

- 協議の場の提供
- 必要な情報の提供
- 医療機関等の取組の支援

地域医療構想の実現に向けて

■ 検討（協議）の視点（例）

【医療機関】

- 圏域の医療の現状と将来の医療需要について、どのように考えるか。
- 診療領域、処置内容など、自らの医療機関が担っていく役割をどのように考えるか。
- 圏域において、それぞれの医療機関が役割分担をしつつ、連携することについて、どのように考えるか。
- 圏域の医療機関の役割分担と相互連携について、どのように認識を共有していくか。

【保険者】

- 保険者の立場から、「持続可能な効率的で質の高い医療提供体制の構築」について、どのように考えるか。

【住民】

- 圏域の医療の現状について、どのように考えるか。
- 医療機関の役割分担と相互連携を進め、地域医療を支えていくためには、医療を受ける側の患者としても
 - ・ かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師を持つこと。
 - ・ 症状に応じた医療機関を受診（選択）すること
 - ・ 状態に応じた転院等に理解をいただくことなどが必要となるが、どのように考えるか。
- 入院だけではなく、状態に応じて在宅での生活をしながら医療を受けること（訪問診療、訪問看護など）について、どのように考えるか。